

福岡女学院におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

2026年5月20日

■はじめに

福岡女学院（以下「学院」といいます。）は、人権を尊重した運営を行っています。そして、教職員が行う学院での活動は、これに関わるすべての者にとって快適で有意義でなければならないと考えています。このような考えのもと、カスタマーハラスメント（教職員を傷つけ、職場環境や教育研究環境を害する行為）が発生している実情も踏まえ、「福岡女学院におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定しました。学院は、本方針にのっとり、教職員を守り、健全な職場環境と教育研究環境の維持及び向上のために行動します。

■学院におけるカスタマーハラスメントの定義

学院に対する意見・言動のうち、当該意見・言動に含まれる要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、教職員の職場環境又は教育研究環境が害されるもの。

■学院におけるカスタマーハラスメントに該当する行為の例

- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）（インターネットへの書き込み等も含む）
- ・身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・要求内容の妥当性に照らして不相当な窓口等に居座る行為
- ・要求内容の妥当性に照らして不相当な長時間又は複数回にわたる電話、メール
- ・要求内容の妥当性に照らして不相当な金銭補償、謝罪の要求

上記は例示でありこれらに限られるものではありません。

■学院におけるカスタマーハラスメントへの対応

学院がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、原則、以後の対応をお断りさせていただきます。また、特に悪質と判断した場合には、警察、弁護士等のしかるべき機関と連携し、厳正に対処します。

発生したカスタマーハラスメントの事案については、原因の究明に努め、同様の事案の発生を回避する対策を検討します。